

第 1 2 回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 4 年 1 2 月 2 6 日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人 13番 藤本 政嗣 委員 14番 中谷 茂己 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和 4 年第 12 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 総会に入る前に、令和 4 年最後の総会ということで、本日は町長がお見えになっております。町長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。
町長	〈挨拶〉
局長	ありがとうございます。町長は次の要務がありますのでここで退室をいたします。 〈町長、退室〉 それでは総会に戻ります。本日は、3 番藤田博文委員、6 番林田寿利委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は 12 名であります。よって本日の総会は成立いたします。本日は林田会長が欠席でありますので、美郷町農業委員会規則第 9 条第 2 項、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、会長代理が議長の職務を行うとなっておりますので、中田辰美会長代理に議長をお願いしたいと思います。 中田会長代理、よろしくお祈ひします。
議長	〈挨拶〉 それでは日程表に従ひまして、令和 4 年第 12 回総会を進行してまいります。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。13 番藤本政嗣委員、14

番中谷茂己委員、よろしくお願ひします。

続いて日程第 2、会期の日程は、令和 4 年 12 月 26 日、本日 1 日といたしますがよろしいですか。

〈異議なし〉

異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。

それでは日程第 3、議案審議に移ります。

議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

2 ページをお開きください。議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 115 番から 124 番までの 10 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

115 番については中谷委員が申請人となっておりますので、農業委員会規則第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により審議終了まで退席をお願いします。

〈中谷委員、退席〉

それでは、説明をお願いします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 115 番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 69 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 90 歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑 1 筆、781 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 17,741 m²。家畜は牛を 2 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。次のページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。譲受人は現農業委員であります。林業の傍ら、水稻の作付けや繁殖牛、10 年ほど前からシキミの栽培も始めています。譲渡人は 90 歳と高齢で、本人は元気なんですけど農業は 10 年ほど前に引退されています。息子さんも別に仕事をしているため、シキミ園については貸したり売却したりしているようです。譲受人の農地が隣接しており、面積を拡大したいということでもあります。申

請地は現在は荒れ地となっておりますが、シキミを新たに新植するというものでした。何ら問題はないと思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 115 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 115 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終了しましたので、中谷委員を呼び戻してください。

〈中谷委員、着席〉

続きまして、受付番号 116 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 116 番です。申請人の譲受人が、日向市東郷町の 47 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷小原の 77 歳の方です。お二人は親子になります。申請地は、西郷小原字宮ノ上、畑 1 筆、4,006 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、栗と平兵衛酢を計画しています。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地共に 0 m²ですが、今回の所有権移転で下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。次のページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。事務局の説明にありましたように、申請人は親子関係になります。譲受人が東郷町に農地付きの家を購入したそうですが、東郷町の農業委員会に確認したところ、下限面積が 4 反以上でないと名義変更ができないということから、今回の生前贈与の申請になりました。来年 4 月からは下限面積が無くなるので、それまで待ったらどうかと助言をしたのですが、このままで良いということでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 116 番について、質疑のあ

る方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 116 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 117 番と 118 番は譲受人が同一のため、あわせて説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号 117 番と 118 番ですが、譲受人が同一であり関連がありますので、あわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 70 歳の方です。

受付番号 117 番。譲渡人が、美郷町南郷神門の 61 歳の方です。申請地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 2 筆、4,013 m²であります。

受付番号 118 番。譲渡人が、延岡市の 73 歳の方です。申請地は、美郷町南郷神門字仮谷小田ノ原、田 3 筆、5,283 m²であります。

申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻であります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 15,993 m²。家畜は牛を 2 頭飼養しています。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。次のページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14 番、中谷です。譲受人は郵便局を定年退職後、本格的に農業を始めました。労力も 3 人で問題はありません。117 番の譲渡人は、昨年大阪から帰ってきました。水田が 40a 程あり兄弟に作ってもらっていたんですが、忙しくて手が回らなくなったということで耕作者を探していたところ、譲受人と話がまとまったということです。118 番の譲渡人ですが、2 ～ 30 年ほど前に延岡市に移住しております。水田が 50a 程あり、以前は知り合いに耕作を頼んでいたんですが、管理が悪く別の人に頼みたいと探していて、譲受人と話がまとまったそうです。何ら問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 117 番と 118 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 117 番と 118 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 119 番と 120 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号 119 番と 120 番ですが、譲受人が同一で関連がありますのであわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 70 歳の方です。

受付番号 119 番。譲渡人が、宮崎市の 67 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字平城と松塚谷、田畑あわせて 3 筆、1,394 m²であります。

受付番号 120 番。譲渡人が、日向市東郷町の 70 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字平城、田 1 筆、624 m²であります。

申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は野菜や水稲・栗となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 10,659 m²。家畜はブロイラーを 110,000 羽。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。次のページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。譲受人は、息子さんと従業員を雇ってブロイラーを営んでいます。また農業に関しても 80a 程水稲を作付けしていて、渡川地区には 1 軒しかライスセンターがないんですけど、農繁期には地域の農業に貢献しています。119 番ですが、3 筆のうち田 1 筆を引き受けていた人が 85 歳と高齢で、来年から管理できないから 誰か作ってくれないかと相談を受けました。隣接地を譲受人が作っていたのでお願いしたところ、最初は断られたんですが作るだけならと受けていただきました。譲渡人も 50 年以上地域を離れていて、農地のことがまったくわからないので、農業委員会を通してならと使用貸借で契約することを同意してくれました。120 番ですが、譲渡人の兄が今年の田植えまでされていたんですが、6 月に急に亡くなられたそうです。兄の家族は農業に関わらないので譲渡人に相談してほしいと言われたんですが、譲渡人も東郷で農業をしているため手が回らないのでだれか探してほしいとお願いされ、譲受人にあわせてお願いしたところです。最初は断られましたが、119 番の隣接地であり県道沿いで見える場所なので荒らすわけにはいかないと、対価なしでならということを受けていただきました。

双方とも納得された契約ですので、何ら問題ないと考えておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 119 番と 120 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 119 番と 120 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 121 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 121 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 71 歳の方。譲渡人が、日向市東郷町の 70 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字野畑、田 1 筆、1,090 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 11,159 m²。家畜はありません。家族総数 6 名の労力 3 名となっております。次のページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。先程の事務局の説明のとおりです。譲受人は、家族で水稻と原木椎茸の栽培を行っております。農業に関して非常に熱心な方です。譲渡人は先程の説明のとおりです。申請地の上下の田を譲受人が作っている関係で、田植えの後の管理は譲受人がしていたようです。対価なしの貸し借りはお互い了承しております。先程の 120 番と同じ案件です。その点からしても何ら問題はないのではないかと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 121 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 121 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 122 番の説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号は 122 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 71 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷立石の 71 歳の方です。申請地は、西郷立石字宮の元と野の尻、畑 6 筆、7,622 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は粟となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地共に 0 m²ですが、今回の借入面積により下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。次のページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。譲受人と譲渡人は学生時代からの同級生で、それ以来ずっと交流があったそうです。今回の申請地も以前から手伝いをしていたそうですが、譲渡人が体調を悪くして今後農業をすることができなくなったので、譲受人にこのまま経営を続けてほしいとお願いしたことから、今回の案件になったそうです。特に大きな問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 122 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 122 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 123 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 123 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷山三ケの 74 歳の方。譲渡人が、日向市平岩の 54 歳の方です。申請地は、西郷山三ケ字中八重、畑 1 筆、13,260 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は粟となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 19,498 m²。家畜はありません。家族総数 2

名の労力2名となっております。次のページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8番、甲斐です。譲渡人は家族で日向市に転居して、その時から農地は譲受人が管理してきたそうです。今回の申請は、基盤強化法から3条への切り替えになります。継続であり、問題はないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号123番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号123番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号124番の説明をお願いします。

事務局員

18ページをお開きください。受付番号は124番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の農業法人。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の87歳の方です。申請地は、北郷宇納間字奥侶、田2筆、3,452㎡であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて14,133㎡。家畜は雉が800羽。構成員総数1名の労力1名となっております。次のページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10番、菊池です。譲受人はこの地区では一番若い方になります。譲渡人は高齢で独り身であるため、農地の管理ができません。同地区に住んでいて、子供のころからどっちも知っている仲ですので、大きな問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号124番について質疑のある

方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 124 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

20 ページをお開きください。議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 125 番と 126 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

22 ページをお開きください。受付番号は 125 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 78 歳の方。譲渡人が、延岡市の 78 歳の方、熊本県の 45 歳の方、神奈川県 69 歳の方、持ち分 3 分の 1 ずつの共有農地になります。申請地は、西郷田代字年ノ神、田 4 筆、1,053 m²であります。申請理由は、申請地は年ノ神神社に隣接する農地であり、神社に参詣する者の駐車スペースが狭小であったことから平成 5 年に町（旧西郷村）がアスファルト舗装を行い駐車場用地として整備を行った。今回、当該農地の売買の手続きがなされる際に転用手続きが行われていないことが判明したため、今回の追認申請となりました。転用後の用途は、駐車場用地。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、着手が平成 4 年 4 月 1 日、平成 5 年 3 月 31 日完了となっております。23 ページが地籍集成図、24 ページが始末書、25 ページが土地利用図、26 ページが現況写真になります。本案件は立地基準を満たしており、始末書も添付されていることから、追認やむなしと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。譲渡人の 3 名については、先月も案件が出ておりました。高齢になってきたので、美郷町に所有しているすべての土地等を手放すことにしたそうで、申請地はそのうちのひとつになります。今回売買する農地が神社の駐車場になっていたということで、このような申請になりました。始末書も添付されておりますので、大きな問題はないと考えております。ご審議よろしくお願

ます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 125 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 125 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 126 番の説明をお願いします。

事務局員

27 ページをお開きください。受付番号は 126 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 72 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 85 歳の方です。申請地は、西郷田代字堂の元、畑 1 筆、20 m²になります。申請理由は、現在自宅への進入路幅員が狭く、車両の出し入れに苦労している為、自宅進入路に隣接する当該農地を進入路に転用することで生活環境の向上を図りたいということです。転用後の用途は、進入路。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、着手が令和 5 年 3 月 1 日から、令和 5 年 3 月 31 日完了予定となっております。28 ページが地籍集成図、29 ページが利用計画図、30 ページが現況写真になります。本案件は立地基準を満たしており、申請書・土地利用計画図・資金計画などから判断し、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。現地確認に行きまして、自宅の進入路が約 180 cm と聞いておりましたが、それよりも狭く感じました。今回譲渡人の方から快く了解をいただいたそうですので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 126 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 126 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈なし〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、報告第 12 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求め
ます。

局長

31 ページをお開きください。報告第 12 号、農地改良届について。農地改良届
出書の提出があったので報告する。令和 4 年 12 月 26 日提出、美郷町農業委員会
会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

32 ページをお開きください。農地改良の内容は、盛土 1,100 m³、約 1.5 m の嵩
上げになります。農地改良を必要とする理由は、田の排水をよくするためという
ことです。土地の所在は、南郷神門字尾柳の田 1 筆になります。工事予定年月日
は令和 4 年 12 月中となっています。33 ページが地籍集成図、34 ページが平面図
・断面図、35 ページが位置図になります。以上です。

局長

申し訳ありません。農地改良届出書について 1 箇所訂正をお願いします。農業
委員会会長名が前任の会長名になっておりました。現会長名の林田寿利に訂正を
お願いします。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。
以上を持ちまして、令和 4 年第 12 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長代理 中田 辰美

美郷町農業委員会 委 員 藤本 政嗣

美郷町農業委員会 委 員 中谷 茂己

